

令和5年6月29日

関係各位

京都府柔道連  
会長 火箱保之

令和5年度安全講習会の実施について

みだしの講習会につきましては、下記のとおり開催を予定していますので参加を希望される方は、下記の要領に従い申し込み下さい。

記

1 実施日時

令和5年7月30日(日) 10時00分から12時00分まで(2時間)  
受付 9時00分から

2 場 所

京都テルサ 東館3階D会議室

3 受講対象者

A・B・C及び準指導員

(令和5年7月30日現在、全日本柔道連盟に登録している者)

4 受講料

2,000円 当日受付で徴収します。

5 講 師

生駒久視 先生 (京都府立医科大学附属病院)

6 申込み要領

別添 「令和5年度柔道指導員安全講習会申込書」により下記宛に申し込むこと。

〒 601-8047

京都市南区東九条下殿田町70 京都府スポーツセンター内  
京都府柔道連盟事務局 吉田 進 宛

メール [fujuren@canvas.ocn.ne.jp](mailto:fujuren@canvas.ocn.ne.jp)

電話・FAX 075-644-6235 (FAX可)

7 締切り

令和5年7月21日(金) 期限厳守のこと

8 取得ポイント

2ポイント

9 携行品

筆記具、ポイントカード(過去に交付している青色カード)

10 その他

(1) **更新に必要なポイントについて**

ア A指導員 資格有効期間4年間で**10点**

- イ B指導員 資格有効期間4年間で**10点**
- ウ C指導員 資格有効期間4年間で**6点**
- エ 準指導員 資格有効期間2年間で**2点**

資格有効期限の**起点**を確認してください。(不明の方は、所属の事務担当者に訪ねてください。)

例えばA・B指導員の例で、資格有効期限が2023年度の場合、資格有効期間が4年間であることから、2023年、2022年、2021年、2020年と4年さかのぼれば、2020年度が資格有効期限の起点であり、必要なポイントは2020年度から2023年度の4年間で受けた講習会が有効ポイントになります。(この間に10点に満たないと更新できません。)

C指導員についてもA・B指導員と同じような考えで、現在保有のポイントを確認して、6ポイントを獲得できるよう受講してください。

準指導員の有効期間は2年ですから、2023年度が資格有効期限の場合は、2022年度と2023年度で2点取得しておく必要があります。

(2) 現在所有のポイントカードを確認してください。

資格有効期限から4年または2年さかのぼり、それ以降のポイントが有効になりません。

(3) 令和2年から講習会を実施した都度、全柔連に受講者名簿を送付することになったことから、受講ポイントは全柔連で記録されています。よって、更新時には正確なポイント数の記載が必要ですので、各人が確実に把握してください。

(4) 今年度の全柔連登録をしてない場合、受講してもポイントは加算されません。

7月30日(日)までに登録を済ませてください。(全柔連でも登録の有無を調査します。)

(5) 更新された時点でポイントは0になります。

資格有効期間の4年間または、2年間で更新に必要なポイントを満たすことが求められます。

担当 京都府柔道連盟  
事務局 吉田 進  
電話 075-644-6235